

# 学校教育相談におけるスクールカウンセラーの新たな役割 —事件・事故等の子どもの心のケアを中心に—

杉 本 好 行

New Role of School Counselor in School Educational Counseling :  
A Study Focusing on Mental Health Care for Children Victims  
of Incidents and Accidents

Yoshiyuki SUGIMOTO

2014年11月10日受理

## 1. 問題と目的

現代社会が激しく変容する中で、家庭の教育力の低下や地域の機能が低下するとともに、児童生徒の抱える問題が多様化し深刻化する傾向が顕著である。子どもの精神保健上の問題は、さまざまな体の症状として現れる心身症、不登校や家庭内暴力、自殺、あるいは非行やいじめなどと、挙げれば枚挙にいとまがないほどである。

なかでも不登校は、1992年に文部科学省が、実態調査の結果を受けて、「不登校はどのような子どもにも起こりうる」と表現しているように、特定の子どもや学校の問題ではなくなってきた。文部科学省の調査によれば、不登校児童生徒数は2001年～2002年ごろがピークであり、その後微減傾向を示していたが2006年から2年間は微増傾向を示すものの、その後は5年連続微減傾向を示していた。しかし文部科学省の平成25年度の学校基本調査（速報値、2014年8月発表）によれば、小学校・中学校の児童生徒数は過去最低を更新したにもかかわらず、不登校の児童生徒数は、前年度より約7000人増加している。不登校は、このような統計資料からも、学校現場は今でもその対応に大変苦慮していることがわかるであろうし、学校教育相談の代表的な問題といえよう。

不登校を非社会的な問題行動として分類するならば、反社会的な問題行動の代表格といえ、社会問題にまでなっている「いじめ」であろう。いじめ事件が社

会問題として大きくクローズアップされたのは、1994年11月に発生した愛知県西尾市の中2生のいじめ自殺事件であろう。この事件は長期間にわたり、暴力行為のみならず、高額な金銭を脅し取られていた事がわかり、マスコミによって大きく取り上げられ、多くの人々が驚愕したところである。いじめは決して子ども間の些細な出来事などではなく、重大な犯罪行為になりうるのだということを知らしめた事件であった。その後も様々な対策にもかかわらずいじめ自殺事件は起きていて、2013年には「いじめ防止対策推進法」が成立した。この法律には様々な意見があり本論でそのことを論ずるわけにはいかないが、いずれにせよいじめは、教育相談や生徒指導上の問題であり、そのまま放置したり、対応が遅ければ学校危機管理の問題にまでなるのである。

以上のほか近年では、学校教育相談における新たな精神保健上の問題としてクローズアップされているのが、子どもたちへの「事件・事故等の心のケア」である。

1995年1月17日の阪神淡路大震災は、こころの健康に携わる専門家に大きな影響を与えることとなった。「トラウマ」という概念やPTSD（心的外傷後ストレス障害）という診断分類が専門家間で広く知られるようになり、深い「心の傷」が人間の心や身体の健康を損ねる危険性があるという認識が広がったのである。そしてさらに一般の人びとは、マスコミ等を通して、「心の傷」によってもたらされる不健康な状態のケアが必要なのだということを理解することとなった。

その後トラウマは、災害だけでなく、大きな事件や事故などによってもたらされる強烈な怖れや恐怖感、厳しい苦しみのうちに体験される出来事からも生ずることが理解されてきた。例えば最近の大きな事件・事故といえば地下鉄サリン事件、和歌山毒物カレー事件、付属池田小学校事件、JR福知山線脱線事故などがあげられる。これらの事件・事故は、一時に多くの人を巻き込み、恐ろしいトラウマ体験を与える大きな出来事の例として一般的に知られるようになっている。

学校における大きな事件・事故といえば、まず思い浮かぶのが大阪教育大学附属池田小学校事件であろう。2001年6月8日午前10時ごろ、小学校に外部から男が侵入し、児童8名が殺害され、児童および教員15名が負傷させられた。この事件は、全国的に衝撃を与え、まだまだ記憶に新しいところであろう。

この事件には、大阪府精神保健福祉課が専門家チームを派遣したほか大阪大学、大阪府警 関西カウンセリングセンターなどのさまざまな機関の専門家が合流しメンタルサポートチームが結成され、子どもたちの心のケアを始めとしてさまざまな活動を行った。

この大阪教育大学附属池田小学校事件以後、学校への危機介入はメンタルヘルスの重要な課題であると認識されるようになり、各団体や自治体などにおける取

り組みがなされ始めている。各県の臨床心理士会が教育委員会と合同でシステム作りを始めたり、長崎県や静岡県などでは行政における精神科医を中心とした多職種からなるCRT（緊急支援チーム）を立ち上げるなど、外部からの支援チームの立ち上げの動きが徐々に広がりを見せている。

本論では、教師や担当スクールカウンセラーが協同して行う子どもたちの心のケアについて、実際に筆者が関わった事例を検討する中で、その連携のあり方や体制作りについて考察したい。

## 2. スクールカウンセラーの経過と現状

### (1) 誕生とこれまでの経過

スクールカウンセラーの誕生は、平成7年度からスタートした文部省（現文部科学省）の「スクールカウンセラー活用調査研究委託事業」による。当時は、不登校の増加が教育上の大きな問題となっており、それに加え、いじめで中学生が自殺（平成6年11月、愛知県西尾市の中2生いじめ自殺事件）するといった痛ましい事件が起き、社会問題化していた時期であった。こうした背景の中で、臨床心理士を任用してのスクールカウンセラー事業が開始されることとなった。

この事業は、平成7年度、予算3億7千万円、配置校154校からスタートして、5年後の平成12年度は、予算35億5千2百万円、配置校2250校にまで拡大している。この拡大の背景には、「いじめ問題」は一応落ち着いたものの、不登校の子どもは依然として増え続け、さらには「学級崩壊」などの新たな問題も加わり、スクールカウンセラーの必要性がますます高まった結果であろうと思われる。

平成13年度からは、スクールカウンセラー事業を各都道府県の主体的な事業として位置づけ、国はそれに補助をする形をとり、全国の中学校に計画的に配置することを目標とした。すなわち「スクールカウンセラー活用事業補助」を開始し各都道府県がスクールカウンセラーを配置するために必要な経費の補助を行っている。平成18年度には、派遣箇所（学校だけでなく教育委員会等も含む）1万箇所を突破し、平成25年度には2万箇所を超えようとしている。

### (2) スクールカウンセラーの新しい役割

スクールカウンセラーの業務や役割は、学校によって（学校のニーズやスクールカウンセラーの姿勢や経験の程度）違いはあるもののおおむね次のような業務を行っている。

- 1) 児童・生徒に対するカウンセリング
- 2) 保護者に対するカウンセリング
- 3) 教員に対する相談（コンサルテーション活動）

- 4) 児童・生徒へのストレス等に関する講話
- 5) 教職員への研修
- 6) 相談者に対する心理アセスメント
- 7) ストレスチェックリストなどを活用しての予防的対応

以上のほか、学校内の生徒指導や教育相談に関する会議への出席、クラス担任との情報交換、場合によっては校長の依頼によって教職員のカウンセリングをすることもある。相談の内容は、やはり不登校がもっとも多く、いじめや友人関係の問題、親子関係、心身症や非行などさまざまな問題にわたっている。

また最近では、自然災害、学校内外における事件・事故等の緊急対応や被害児童生徒の心のケアなど、学校の教職員だけではカバーし難い新しい役割も担っている。

このようなスクールカウンセラーの業務について、文部科学省では「児童生徒に対する相談のほか、保護者および教職員に対する相談、研修、事件・事故等の緊急対応における被害児童生徒の心のケアなど、ますます多岐にわたっており、学校の教育相談体制に大きな役割を果たしている」(児童生徒の教育相談の充実について—生き生きとした子どもを育てる相談体制づくり—〈報告〉教育相談等に関する調査研究協力者会議 平成19年7月)と評価している。

さらに、災害や事件・事故等の緊急対応や児童生徒の心のケアに関しては、平成23年3月に起きた東日本大震災、同年11月に起きた大津市中2いじめ自殺事件でも子どもたちの心のケアが心配されており、この領域における役割が今後ますます重要視されてくるものと考えられる。

以下では、教育相談担当教員や当該校のスクールカウンセラーが協同して行う被害児童生徒たちの心のケアに関して、実際に筆者が関わった事例をとおして、その緊急対応や中期長期にわたるケアのあり方(役割分担や連携の問題)などについて検討したい。

### 3. 事例

以下に事例報告をするが、匿名性を維持するために、考察に影響のない限りにおいて、事件の内容その他において修正を加えたので、ご承知いただきたい。

事例：Y中学校

市立Y中学校は、県庁所在地から電車で30分ほどの距離にあるA市の駅からバスで15分ぐらゐの場所にある学校である。かつては一面田園地帯で、ほとんど農家が多かったが、現在は、県庁所在地までの通勤圏内ということもあって、新興住宅地になっている。サラリーマン家庭が多く、代々の農家は2割ほどであ

る。全校生徒数 610 人、教職員数 28 人である

(1) 事件の概要

X年5月15日、中学2年生の女子生徒1名が、授業が終わった直後の放課後15時30分ごろ、校舎の2階から飛び降り自殺を図る。すぐ救急車で病院に搬送され、重症ではあるが命には別状ないとの診断であった。

この事件の際、学校長は出張中（連絡を受けて午後5時ごろ帰校）、学校が対応に追われている間に、5名の生徒（すべて2年生）が飛び降り直後の現場を目撃する。事件の50分後にはマスコミが駆けつけ、事件を目撃した生徒にインタビューしたりして、その日のテレビの夕方のニュースに大きく取り上げられた。運悪くいじめ自殺問題が社会問題化していた時期だけにその取り上げ方は派手であった。飛び降りの原因については各テレビ局、「いじめだろう」とするところが多かった。

事件の夜には保護者は学校に、本人はうつ状態で専門の医療機関に通院していたこと、前夜学校の宿題のことで両親と大喧嘩したことなどを報告していたが、「いじめ自殺」であるとのうわさだけが広がってしまったようである。

(2) 事件が発生してから1週間まで

Y中学校には、その年の4月より新しい30代前半のスクールカウンセラーが赴任（週1日）してきたばかりであり、学校のスタッフとはまだほとんどなじみがなかったようである。

学校はマスコミ対応で忙しく、生徒の心のケアに関してはほとんど注意が向かず、ましてスクールカウンセラーに相談することなど誰も考えることはなかったようである。事故の2日後に出勤してきたスクールカウンセラー（前日までスクールカウンセラーは他県へ出張していたが、何かのときにすぐに連絡が取れるように携帯電話の番号は学校に教えてあったとのことであった）は、そのとき初めて事故のことを知らされたようである。翌日の18日には保護者会がセットされていたが、勤務日でもないし出席の要請もないため、スクールカウンセラーはそう積極的に関わる問題ではないと思っていたようである。ただこのときスクールカウンセラーは養護教諭に生徒の心のケアの必要性を助言したとのことであった。

5月18日の保護者会では、学校側の説明も十分ではなく、飛び降りの原因について保護者からの質問が殺到し、かなり紛糾したようであった。保護者会が終わると出口ではマスコミが待ち構えており、何人かの保護者が取材に応じたようで、保護者会の混乱振りが外部に漏れてしまい、翌日の新聞では再び大きく取り上げられることとなってしまった。

収束の気配を見せない状況に、スクールカウンセラーは県の臨床心理士会の学

校臨床心理士コーディネーター（筆者、50代前半）に相談、マスコミ対応等の緊急対応と生徒の心のケアの必要性和段取りを確認する。そして勤務日前の5月20日にコーディネーターとともに学校訪問し、教育相談主任（生徒指導主事が兼務）、養護教諭、教頭、校長らと話し合いを行なう。学校としても事態をどのように収束させるべきか困っており、とりあえず、早急にしなければならないことを確認する。まずは混乱を助長させていると思われるマスコミ対応である。複数の教員が取材に応じているようであるが、すべて校長に一本化する。さらに生徒に対する取材に関しては「生徒の心の傷」の関係で自粛してもらうよう、文書でマスコミ各社に申し入れをする。以上をこの会議が終了したらず取り組むべき課題であることを確認する。そして以下のような行動計画を立てる。（ ）内は担当者。

#### 1) 生徒を対象とした計画

①生徒集会における報告：通常は生徒全員を体育館に集め、校長が事実レベルだけを報告する。飛び降りの原因などを想像だけで述べるといろんな憶測が飛び交い、さらに混乱に拍車をかける結果となりかねない。わからないことはわからないとはっきり言うことが必要である。（校長）

②こころの健康調査票の実施：飛び降りの現場を目撃した5人は全員が2年生だったので、2年生全員と生徒が所属するテニス部全員を対象とする。（教育相談担当教員）

③リスクの高い生徒の抽出：現場を目撃した5人の生徒はもちろんであるが、健康調査票の結果やクラス担任や部活顧問の観察結果を総合して心配な生徒をピックアップしてもらう。（教育相談担当教員と2年生のクラス担任）

④個別面接：抽出された5人以上の生徒に対して個別面接を実施する。もし人数が多くて、当該校のスクールカウンセラーだけで賄いきれなければ県の臨床心理士会から応援を1名出す。（スクールカウンセラー）

⑤中・長期的なケア：個別面接でさらなるカウンセリングが必要だと思われた生徒に対して実施する。（スクールカウンセラー）

#### 2) 教職員を対象とした計画

①緊急職員会議を開催：職員会議はすでに2回開催されているが、終息に向かってないので3回目を開催する。終息に向かってない旨の確認。終息に導入するためのプログラムの実施。（校長）

②危機的状況下におけるストレス反応と対処方法の研修：通常急性ストレス反応は程度の差はあれ誰でも経験するもので、すぐに医師の診察が必要なものではないこと。急性ストレス反応と対処方法について。（コーディネーター）

③生徒の面接方法や見立てに関する研修：今後の生徒に対する心のケアの基礎になる部分なので、ロールプレイなどを交えて研修を行う。(担当スクールカウンセラー)

### 3) 保護者を対象とした計画

2回目の保護者会の開催：1回目の保護者会は、マスコミが騒ぐので十分準備する時間もなく、しかもPTAに凶ることなく学校だけであわてて設定したようである。学校側が事実を報告していじめによる飛び降りではないことを強調したが、うわさはすでに広まっており、否定すればするほどさまざまな憶測を呼ぶ結果となってしまったようである。2回目の保護者会はPTAの役員会に相談して早急に開催すること。役割としては、司会はPTA会長が行ない、保護者会の目的については校長が話し、教頭が事実報告を行なう。そして事実報告の最後では、いじめに関しては本人と保護者が相談して、要請があれば全校調査を実施する計画であることを報告する。全体的な子どもの様子を教育相談主任が、心のケアの取り組みについては経験豊かなコーディネーターが説明することとなった。もちろん今回は事前の打ち合わせを、十分行なうこととする。

以上の計画と役割を2時間ほどかけて練り上げ、会議終了後直ちに行動に取り掛かることとなった。

### (3) 緊急対応と心のケアの経過

- X年5月15日 放課後授業が終わった直後、事件発生。50分後にはマスコミが押し掛け、教員や生徒にインタビューをする。学校長はこのとき出張中(連絡を受けて午後5時ごろ帰校)。夕方のニュースで報道。
- 5月16日 生徒集会 校長から事故の報告と冷静差を保つようにとの話がある。
- 5月17日 スクールカウンセラー出勤、事故のことを初めて知る。養護教諭に子ども達の心のケアの必要性についてアドバイスするが、積極的に関わろうとする認識は薄い。
- 5月18日 保護者会① マスコミの騒ぎに十分な準備もなくあわてて開催したという感じ。デマである「いじめ自殺」に関する質問が相次ぎ、会は紛糾する。翌日の朝刊にはその紛糾ぶりが記事になる。
- 5月19日 当該校のスクールカウンセラーと県臨床心理士会の学校臨床心理士コーディネーターが今後の方針について話し合う。コーディネーターは担当スクールカウンセラーをバックアップすることを約束。コーディネーターは早

速、県教育委員会スクールカウンセラー担当主事と心のケアの必要性について話し合う。

- 5月20日午前 土曜日で学校は休みであったが、コーディネーターとスクールカウンセラーが学校訪問しての話し合い。学校側からは、校長、教頭、教育相談主任、養護教諭が出席する。上記のような行動計画を立てる。教職員のうちで現場に一番先に駆けつけたのは養護教諭であったが、経験豊かなベテラン養護教諭でショックを受けたものの大丈夫であるとのことであった。飛び降りた生徒のクラス担任も、食欲が多少ないものの通常業務はこなせるとのことであった。話し合いは午前中で終了し、コーディネーターとスクールカウンセラーは退席、学校は第2回目の保護者会開催に向けての準備に動き出す。夜間には急遽PTA役員会を開催し、22日(月)の第2回目の保護者会開催に向けての、各家庭への連絡方法や当日の役割分担などを確認する。
- 5月21日 日曜日であるが、校長、教頭、教務主任、教育相談主任、養護教諭、各学年主任が出勤し、マスコミや保護者からの電話への対応、市教育委員会への報告書の作成、保護者への連絡文書の作成、保護者会の準備、生徒の心のケアの準備等々を行なう。
- 5月22日 授業が始まる前に緊急職員会議を開催。教頭より今後の行動計画についての説明、コーディネーターより子どものストレスとその対応についての話をする。1時間目の授業では2年生には「こころの健康調査票」を実施する  
午後6時30分より、第2回目の保護者会。今回はプログラムに沿って整然と進行する。最後に質問や意見を受けたが、1回目で出された「いじめ自殺ではないか」などの学校の責任を迫るような質問は、飛び降りた女子生徒の保護者の記者会見があったためかほとんどなかった。保護者からの質問や意見は子どもの健康に関するものが多く、子どもたちを守ろうとの雰囲気の中で終了した。
- 5月24日 スクールカウンセラー通常出勤日。22日に実施したこころの健康調査票は、教育相談主任のリーダーシップの下、教育相談担当教員(3名)らがすでに整理し、心配な生徒との面談を実施。さらに現場を目撃した5人の生徒と各担任から出された心配な生徒にも面談を実施済みであった。それらの資料を基に、スクールカウンセラーと教育相談主任が検討し、現場を目撃した5人とクラス担任から上がった4人のうちの2人、合計7人をしばらく間、スクールカウンセラーが面接していくこととなった。この先、今回リストアップされなかった生徒については、今後症状が出て来る可能性があるため教育相談担当の教員を中心に見守っていくことを確認する。

その後新たな不調者もなく、継続カウンセリングの生徒たちも数回で終了す



る生徒が多く、最も長い生徒は8回で終了となった。

#### 4. 考察

##### (1) 事例における学校関係者の役割と実際の行動について

まず今回の事例における学校関係者の考え方や行動が適切なものであったかどうか、検証するところから考察したい。

大阪教育大学附属池田小学校事件から徐々にではあるが、災害や大きな事件・事故が起こった場合こころのケアの重要性が認識されるようになってきた。最近では、中・小規模の事件・事故でも、こころのケアの必要性が叫ばれ始めている。学校内で起きた「子どもの自殺」はもちろんのこと、「学校の授業・行事の中で生じた子どもの死傷」「学校外で生じた事件・事故による子どもの死傷」「子ども同士のトラブルによる殺傷事件」「教師の不祥事」などである。

今回の事例の場合には、幸い一命はとりとめたものの飛び降り自殺を企図したものであり、現場を5人の生徒が目撃し、さらにマスコミが大きく取り上げたものである。マスコミ対策に追われていたとしても、生徒の心のケアについて管理職はもとより学校関係者の誰かが気がつくべきであったろう。しかしながら、マスコミが騒ぎ立てるなか冷静でいられる教職員はいなかったようだ。

スクールカウンセラーも学校関係者の一員である。ところが他の学校関係者と違って、週1日勤務の非常勤職員であり、その「外部性」を持った専門家ゆえの存在価値があるはずである。この事件が起きたころは、こうした事件のこころのケアがスクールカウンセラーの業務として明確になっていなかった時期である。しかしながら、心理学の専門家の間では、こうした事件・事故後の子どもたちの心のケアは必要なことであることは自明なこととしてすでに受け止めがなされていた。学校側から要請がないにしても、学校関係者の一員として、最初から積極的なかかわりを持つべきであった。保護者会の混乱ぶりを知るにおよんで、県の臨床心理士会の学校臨床心理士コーディネーターに相談したが、このときまさにコーディネーターのほうでは支援の申し入れをしようとしていた矢先であった(県臨床心理士会としても学校への支援システムがまだ構築されてない時期であった)。このため相談があってからは、経験のあるコーディネーターが経験のないスクールカウンセラーに助言する形で進められ、必要があれば、コーディネーターが前面に出るという支援体制が整ったのである。

校長は事件当時、出張していたわけだが、こうした状況の中で校長に変わり、リーダーシップをとらなければならないのは教頭であろう。しかし、教頭にしても、すぐに校長の代行をやれといっても無理なことであるし、押しかけてくるマスコミに対応するのが手一杯の状況であろう。こうした状況に対応するための研

修を受けているわけでもなく、このような事態に遭遇した経験もないのである。17時ごろ帰校した校長にしても、何から手をつけたらよいかわからないといった状況であったに違いない。せいぜい市教育委員会の指示を仰ぐぐらいのことであろう。教育委員会の中に、こうした事件・事故の経験者がいれば適切な指示が出たであろうが、今回のように適切な指示がもらえない場合のほうが多いのではないだろうか。教育相談主任や養護教諭にしても、初めての経験であり、マスクミ対応に追われ、教頭と同じように生徒たちの心のケアまで考えが及ばなかったのではないだろうか、と考えられる。

本事例のように、初期のマスクミ対応を誤ると、混乱を長引かせる結果となってしまう、生徒の心の健康に悪影響を与えてしまう。今回の事例では、飛び降りた生徒が幸いにも命が助かったこと、そしていじめがその原因ではなかったことが、マスクミ対応が不適切であっても比較的早めに混乱を収拾できた要因である。もしマスクミ対応が適切に行われていたのであれば、第1回目の保護者会で混乱は収束の方向に向かっていただろうと推測される。そのキーパーソンとなるのが教育相談担当教員（養護教諭を含む）とスクールカウンセラーであると思われる。

(2) 教育相談担当教員とスクールカウンセラーが中心となる緊急対応と心のケア  
事件・事故が起きた場合、学校長は、事件の内容をできるだけ正確に把握し、危機対策委員会を立ち上げる必要がある。

危機対策委員会は通常、校長、教頭、生徒指導主事、教育相談主任、養護教諭、スクールカウンセラーなどで構成する。この対策委員会にはすべての情報を集め共有する。役割分担として、対策委員会のリーダーは校長、そのほかの役割としては、マスクミ対応、教育委員会等外部との連絡役、子ども対象のプログラム実施、教職員対象のプログラム実施、保護者対象のプログラム実施等々があり、それらの担当を第1回目の会議で決めておく必要があるだろう。またこの対策委員会では、原則として秘密を持たずに、校長、教頭をはじめとしてメンバーが把握している事実をすべて共有しておくことが望ましい。さらに今後実施するプログラムの内容について十分協議し、合意しておくことが必要である。

#### 1) 緊急教職員会議の開催

危機対策委員会で対策の骨子が決まったら、早急に全教職員会議を開催すべきである。いかなる対策も教職員の協力がなければ実施できないからである。この会議では、危機対策委員会の設置とメンバーの報告、今回の事件・事故の事実確認、子どもが危機状態に陥った時の特徴やケアの在り方についての確認、保護者を対象としたプログラムの確認などについて報告や話し合いがなされる。子ども

の急性ストレス反応やPTSDの説明や対応についての研修会は早期に設ける必要がある。

## 2) 子どもを対象としたプログラム

まず最初に行なうことは、近くにいる教師が、直接事件・事故を目撃した子どもの安全を確保することである。生命の危険にさらされている出来事が派生した場所から遠ざけ、身の安全が守られ、心身の応急手当（子どもの話を受け止め、必要があれば抱きしめるなどして安心感を与える）が受けられる場所へ移動させることはいうまでもない。

子どもたち全体に対しては、できるだけ早い時期に客観的な事実を伝えることが必要である。安心感を与えると同時に、本事例のような無責任な噂が広がることによって2次的な被害が広がるのを防ぐためである。したがって、あいまいな情報を伝えることによって新たな誤解や憶測が広がることは避けなければならない。

子どもたちの心のケアに関して重要なことは、事件や事故についての体験をありのままに表現する機会を保障することである。このことは決して表現することを強制することではなく、表現してもよいこと、表現すると楽になること伝えることである。表現方法は、子どもの発達段階や個性によってさまざまである。ことばで自発的に表現できる子どもばかりではないので、漫画を描いたり、ゲームをしたりするなどいろいろな工夫が必要である。

クラス担任の行動観察や心の健康調査票に基づきリストアップされた子どもに対して、教育相談担当教員、養護教諭、スクールカウンセラーが、個別に話を聴くことが必要である。子どもは、さまざまな症状を訴えるが、そのような症状はおかしなことではなく、むしろ正しい反応であることを理解させる。そして、話をしたり何らかの表現をすることによって少しずつ回復していけることを伝える。心のケアが中期・長期にわたる場合は、スクールカウンセラーに依頼したり、症状が重い場合には外部の専門機関を紹介する。

## 3) 保護者会の開催

保護者会を開催する理由は、緊急事態によっていろいろな反応を起こしている子どもたちへの対応方法を伝え、学校と保護者が協力して子どもたちを見守る体制を作ることにある。また、正確な情報が伝わらず、無責任な噂が流布して子どもたちに2次的な被害が生ずるのを防ぐ意味もある。内容としては以下のようなことがあげられる。

- ①事件・事故についての事実確認
- ②これまでの活動内容の報告

③今後の対策の報告と見通し

④子どもの心のケアに関して学校と保護者が協力し合うこと

これらの内容に関して、教職員とPTAの役員が役割分担して協力することが大切である。

以上、1)～3)までの対策を危機管理の責任者である校長をトップとして、教育相談担当(場合によっては生徒指導、養護教諭も含む)とスクールカウンセラーが中心になって立てられないであろうか？

教師には、さまざまな研修がその節目ごとに行なわれている。そのなかに緊急対応や心のケアについて一項目入れることはそう難しいことではないであろう。危機管理の責任者である校長やその他の管理職についても、新任の際には必ず緊急対応の流れや心のケアの必要性について盛り込むべきであろうと考える。

スクールカウンセラーに関しては、5年ごとに資格更新が必要な臨床心理士になっている。したがって県臨床心理士会や日本臨床心理士会などの研修をかなり受けなければならない仕組みになっており、学校における事件・事故に関する研修会も開催されるようになってきている。最も効果的なのは、身近にある各県士会ごとに行なわれるスクールカウンセラーに対する研修会で学校における事件・事故に関する心のケアをテーマとして取り上げることであろう。

このような研修会で知識を得たり、実際の動きを学ぶだけでは不十分である。子どもを危機状態に追い込むような出来事(学校の中では、プールの事故、マラソン授業中の突然死、科学の実験中の事故、部活動における事故など。学校の外では、交通事故、火事、溺死などの身近な子どもの死傷、また家族や親類など親しい人の死など)は多数あり、トラウマになるような出来事に、日常的にさらされているといっても過言ではない。危機状態に陥った子どもを早期に発見し、担任や教育相談担当教員、養護教諭そしてスクールカウンセラーが連携を取りながら子どもの心のケアにあたることを、日頃から行っていれば、いざというときに役に立つと考えられる。

勿論、事件・事故の規模が大きく、外部からの応援を求めなければならない場合には学校長の判断で、教育委員会と連絡を取りながら、県臨床心理士会やCRT(クライシス・レスポンス・チームの略。精神科医や看護師、保健師、臨床心理士などの多職種からなる心の緊急支援チーム)に支援を依頼することが必要である。しかしより多発する小規模の場合には、上記したような担任や教育相談担当教員、養護教諭そしてスクールカウンセラーの日ごろの連携がシステム化されていればその延長あるいは拡大版として、あわてずに対応できるのではないかと考えられる。

## 引用文献

- 1) 藤森和美 (2005). 学校トラウマと子どもの心のケア (実践編) 誠信書房
- 2) 窪田由紀・向笠章子・林幹夫・浦田英範 (2005). 学校コミュニティへの緊急支援の手引き 金剛出版
- 3) 文部科学省 (2005). 児童生徒の教育相談の充実について—生き生きとした子どもを育てる相談体制づくり— (報告) 教育相談等に関する調査研究協力者会議
- 4) 杉本好行 (2007). 学校への危機介入に関する現状と問題点 静岡福祉大学紀要、3、7 - 13.
- 5) 杉本好行 (2011). 教育相談にかかわる危機介入 鎌倉利光・藤本昌樹編著「子どもの成長を支える発達教育相談」、北樹出版、118 - 128.